

11. 南極海洋生物資源保存条約について

菊 池 徳 弥 (水産庁)

1. 経緯及び採択会議の開催

1961年6月23日に発効した南極条約の加盟国によって構成される南極条約協議国会議は、1977年の第9回会議において、南極の海洋生物資源の保存に関する条約を、1978年中に採択すべきことを締約国政府に勧告した。これにより、南極条約協議国は条約制定のため協議を重ねてきたが、1980年に入り、条約の適用水域やECの加入問題でようやく問題解決の見通しがついたことから、1980年5月7日から20日までの間、オーストラリアのキンバーラにて、条約の採択会議が開催され、原案を一部修正のうえ採択されるに至った。

この会議に参加したのは、南極条約協議国たるオーストラリア、ニュージーランド、英国、フランス、ノルウェー、アルゼンチン、チリ(以上が南極領土権主張国)、日本、米国、ソ連、ベルギー、南アフリカ及びポーランド(以上が領土権の非主張国)からなる13か国のか、南極の生物資源に関して開発ないし調査に従事している西独及び東独の2か国を加えた15か国であった。このほかにオブザーバーとして、EC、FAO、IWC、IOC、SCAR、SCOR、IUCNの国際機関が参加した。

会議は、条文の個別審議の段階で、特にECの投票権問題、条約の発効までの暫定措置等について、かなり紛糾したが、最終的には実質的な部分はほぼ原案のまま採択された。

2. 条約の主な内容

1. 条約の目的。合理的利用を含めた海洋生物資源の保存(第2条)

2. 適用水域及び対象。南極収束線にほぼ沿った形で定められた区域以南の地域で、対象生物は鳥を含む全ての生物資源(第1条)

3. 保存の原則。①年間最大純増加量を生産する資源レベル以下にすることを防止する、②南極海洋生物資源相互間の生態上の関係を維持し、減少した資源を回復させること、及び、③南極海洋生態系の変化を防止し、又は変化の危険性を最小限にすること(漁獲活動や環境変化等を考慮(第2条3))

4. 南極領有権問題の凍結。現在の南極条約に示されたクレイマントとノンクレイマントの法的関係を凍結

(第4条)

5. 他の条約との関係。この条約の規定が国際捕鯨取締条約及び南極あざらしの保存に関する条約に基づく締約国の権利を害したり、それらの国の義務を免れさせることはない(第6条)

6. 委員会の設置、構成及び任務。条約に基づき委員会を設置すること、委員会の構成は(a)採択会議に参加した各締約国、(b)加入した国について、調査活動又は漁獲活動に従事している期間、及び(c)地域的経済統合機関(EC等)とすること。また委員会の任務は、生物資源、生態系の調査研究の促進、データの収集、資源分布に基づく区域、小区域の設定、その区域毎の漁獲可能量の決定、禁止魚種、禁漁期・禁漁区域の設定、努力量規制、その他必要な保存措置を設定し、採択すること(第7条)とされ、委員会の決定方法は、重要事項はコンセンサスにより、その他の事項(手続事項)は単純多数決による、また重要事項か否かの問題は重要事項として取り扱うことになっている(第12条)

7. 科学小委員会の設置。委員会の諮問機関たる役割をもつ科学小委員会を設置するとし、その任務としては、保存措置の基準の設定、保存措置の方法の確立、資源評価、漁獲活動等の資源への影響の分析、調査計画(国レベル、国際レベル)の提案、他の機関との協力、委員会への報告等である(第14条)

8. 事務局本部の設置。オーストラリアのタスマニア州ホバート市におく(第13条)

9. 予算及び分担金。コンセンサスにより、予算を採択する。条約の効力発生後5年間は分担金は委員会メンバー国の中等割とし、その後は均等割と漁獲実績割の二本立とする(第19条)

10. 監視及び検査制度。委員会において制定するが、旗国主義により、漁船のほか、科学調査船にも適用する(第24条)

11. 最終条項。条約の署名のための開放期間は、1980年8月1日~12月31日(第26条)。条約は批准等を要する(第27条1)。効力の発生は、原署名国による8番目の国からの批准書等がオーストラリア政府に寄託された日から30日後に発効する(第28条)

シンポジウム「水産海洋」

12. 加入。 (a) 調査活動又は漁獲活動に関心を有する国に解放される。 (b) 地域経済的統合機関の加入は委員会メンバー間の協議事項とする (第29条)

13. 修正。委員会メンバーの1/3の要請により会議を開催する (第30条)

3. 条約が発効するまでの措置

条約の最終文書に、委員会の構成国となりうる関係国に対して、以下の勧告文が付された。

(1) 南極海洋生物資源保存条約ができるかぎり早期に発効させるためのあらゆる可能な措置を講ずること。

(2) 本条約第2条の原則及び目的に留意し、本条約発行前の期間における南極海洋生物資源の採捕に関し、また本条約によって設立される科学小委員会による資源状態の検討に関して、最大限可能な注意と関心を示すこと。

(3) 最大限実行でき、また可能なかぎり、本条約の効果的な運営に必要な科学的ならびに操業上のデータを継続して充実していくために、広範囲かつ抱括的な協力をを行うこと、また、その目的のために以下のことを行うこと。

(a) 南極海洋生物資源に関する研究を強化すること。

(b) 必要とする特定な科学的ならびに操業上のデータを確認し、かつ、本条約によって設置される科学小委員会の作業を促進するため、どのようにしてかかるデータが収集され、かつ記録されるべきかを確認すること。

(c) 本条約の発効に際して、締約国に配布するため、上記の(b)にしたがって確認した科学的ならびに操業上のデータを収集すること。

4. 条約適用水域内の管轄権水域の取り扱い

フランスが管轄権を有しているケルゲレン島、クロゼ島などの水域と、本条約の適用水域との関係については、条約の本文で規定せずに、議長によるステートメントの形式をとり、これに参加国が異議を唱えないことで收拾がなされた。これによれば、

(1) 条約の発効前にフランスが採択した保存措置

は、条約の発効後、委員会によるか、フランスにより修正が行われるまで有効である。

(2) 条約の発効後、ケルゲレン、クロゼ島の隣接水域の生物資源の保存の必要性を委員会が検討する際には、問題となる水域を、検討中の保存措置の適用水域に含めるか否かはフランスの決定するところによる。

(3) 特定の保存措置が委員会において、かつフランスの参加の下に考慮される場合、

(a) フランスは、その参加の下に、コンセンサスによって採択される措置には、その有効期間、拘束される。このことは、フランスが委員会の措置よりも厳しい国内措置をとることを妨げることにはならない。

(b) コンセンサスが得られないときは、フランスが適当とみなされる措置をとりうる。

(4) 国としての措置か、委員会により採択された措置かを問わず、ケルゲレン、クロゼ島の隣接水域に関する措置は、フランスによって実施する。本条約による監視制度及び検査制度は、フランスによって行われる。

(5) ケルゲレン、クロゼ島の隣接水域への本条約の適用に関する上記(1)～(4)の合意は、全ての締約国によって認められた、国の主権が存在する本条約の適用される水域内の他の島しょに隣接する水域にも適用される。

5. 条約の署名と今後の見通し

本条約は、本年9月11日から16までの間に、15か国がキャンベラにおいて署名を行った。我が国は、本年末の通常国会に批准のため、条約の加盟案件を提出する予定であり、来春の5～6月頃に批准されることになるとみられる。

他の国も、ほぼ同じようなペースで批准等を行うとみられていることから、条約が発効するのは、1981年の秋頃になるであろう。

条約が発効すると、3か月以内に委員会を開催することになっている。但し、少くとも2か国が漁業国であることが条件となっているが、いかなる場合にも、一年以内には第1回の委員会を開催しなければならないことになっている。